

通信



軽米町のメガソーラー(山間地利用では国内最大級)(撮影 折爪岳山頂から)

目 次

- | | |
|--------------------------------------|------------------|
| ●表紙写真 | 1 P |
| ●岩手地域総合研究所「暮らし・福祉」部会 第2回公開講座 | 2 P～5 P |
| 演題「障害者福祉、その歴史と制度、現状と課題(2)」 | |
| 講師 社会福祉法人岩手厚生会理事長 細田重憲 さん | |
| ●「デンマークの廃棄物の取り扱いと処理は世界のトップ」 | 5 P～7 P |
| 掲載者 ケンジ ステファン スズキ さん | |
| ●「地名の話21」 | 高橋 宏壽 さん 7 P～8 P |
| ●「通信員だより」戦争体験を掘り起こし、記録する活動に参加して(第1回) | 8 P |
| 宮古市在住 前川 慧一 さん | |

NPO法人
岩手地域総合研究所

岩手県盛岡市中央通二丁目8番21号 Mホール
Tel・Fax:019-624-6715
メール:i-chiikisouken@salsa.ocn.ne.jp

「くらし・福祉」部会 第2回公開講座

演題「障害者福祉、その歴史と制度、 現状と課題(2)」

講師 社会福祉法人岩手更生会

理事長 細田 重憲さん

7月27日「プラザおでつて」で27名が参加して開催されました。3月23日第1回公開講座に続く2回目の公開講座になります。(内容については、事務局の責任でまとめました。)

1 障害者福祉の制度

今日は、まず障害者福祉の制度についてやります。障害者に関わる法令や制度というのは数が多く、生まれる前から高齢期まで、福祉、保健・医療から年金、住宅、情報など非常に幅広くなります。ですから、福祉に関連する制度の中では、これだけ幅広いものを持っているというのはいないだろうと思います。

障害者基本法というのが障害者の法律の基本にあります。これは内閣府というところが所管をしています。それから、障害者差別解消法という法律があとでてまいりま

すが、これも内閣府が所管をしている法律であります。ただ、実際に施策の実施の中心は厚生労働省でございますが、文科省、国土交通省、法務省などもそれぞれ役割を持っております。

それから、ちよつと堅苦しい話になりますが、障害者に関わる法律の中で資格や免許を定めた法律があります。これは、障害者のためにつくった法律ではなくて、例えば医師の資格をどうするかというレベルの話です。その法律の中には精神障害者や視覚障害者や聴覚障害者などには資格・免許を与えないと書いていた法律がかつてかなりありました。20世紀から21世紀に変わるあたりには、この見直しが相当強力に行われてまいりました。63位の法律だったと思うのですが、見直しをしました。

身体障害者の手帳は、1種、2種と書いてありまして、これは障害の等級ではなくて、介助者が必要かどうかという判断なのです。

1種というのは介助者が必要なことで、本人と介助者が割引になります。2種というのは本人だけ割引になるという制度があります。

最後に、65歳以上の高齢障害者について述べます。

(1) 障害者基本法

まず障害者基本法についてですが、障害者施策の全てについての基本的な方向づけのようなものを定めているということのほかに、障害者の定義、あるいは障害者に関する基本的な計画などについて策定義務というようなことが書いてあります。

障害者というのは、身体、知的、精神障害(発達障害を含む)、その他の心身の機能の障害というところで、ここにはいわゆる三障害に難病が入っております。その他の心身の障害に難病や高次脳機能障害とかが入っております。

障害者というのは、本人の中にある障害と社会の側にあるバリア、両方が影響して毎日の生活や社会生活に相当の制限を受ける状態にある。しかも継続的に相当の制限を受けるということであります。

それから、障害者の計画についてです。2つ計画があります。盛岡市で言いますと、盛岡市障害者福祉計画です。

(2) 障害者福祉の法

障害者福祉の法律ということで、身体、知的、精神及び児童福祉法、さらに障害者総合支援法という法律の関係です。もともと身

体、知的、精神それぞれのところで福祉サービスの提供をしていたのです。もともとの姿というのは、身体、知的、児童、精神保健福祉というそれぞれの法律があつてやつておりましたが、2003年に支援費制度という仕組みをつくりまして、福祉サービスを提供する仕方について、市町村一元化とか、契約をしてサービスを使う、かつては措置という、行政が決定をするという方式を取つておりましたが、今度は契約ということで、本人が事業者(サービスを提供する人)と契約をしてサービスを利用するという形にしたのが2003年です。

障害者自立支援法は、支援費制度を經由して契約という形でサービスを使うという方式などを入れてできました。

① 身体障害者福祉法

身体障害者福祉法では、身体障害の種別とか程度を規定しております。1級から6級までありまして、1、2級は重度という取り扱いになっています。それから、1種、2種というのはJRの旅客運賃割引の際の目安になるものです。身体障害者更生相談所は、相談判定機関で県が設置することになっています。

もうひとつ、これらの法律で大事なものは、

職権による措置という考え方があります。一般的には、申し込みをして、契約をしてということなのですが、自分の意思表示ができない方がたくさんおられます。そういう方々の場合には、市町村長が職権でサービスにつなげることができるという規定があります。

② 知的障害者福祉法

じつは法律上、知的障害の定義がないです。知的障害者更生相談所というのが県の中にありますが、そこで養育手帳という手帳の判定をするのですが、この手帳自体も身体障害者手帳と違って法律上には規定がない。都道府県が決めることになっていきます。なぜかという、知的障害の場合は、単にIQという知能指数だけでは決められない。様々な活動能力、生活能力などいろいろなことが出てきますので、一律に線を引くことが非常に難しいということ定義を持っていない。そこは都道府県の判断に委ねているということになっています。

③ 精神保健福祉法

これは精神障害者を対象にしたもので、じつは歴史的には精神衛生法、精神保健法、精神保健福祉法ということで、福祉がつい

たのは最後のほうなのです。せいぜい20年か、もうちよつととなりますかね。もともとは精神障害者に対する医療をどうするかという法律でしたが、ここに福祉ということがあとから入ってきたということです。

④ 障害者総合支援法

それから障害者総合支援法です。障害者自立支援法の問題を解決する必要があつて、そのほかに時期的に言いますと、障害者権利条約というものを日本でも批准しなければならぬ。つまり、日本の法律もそこに合わせなければいけない。そこで整合を取る必要があるということです。

支援法の内容ですが、自立支援給付というのがあります。それから、地域生活支援事業というのがあります。

自立支援給付というのは、介護給付、訓練等給付、相談支援、自立支援医療、補装具というのがあります。介護給付というのはメニューがたくさんあつて、居宅介護、療養介護、重度訪問介護などいろいろあります。

(3) その他の障害者にかかわる法律

その他の法律として、発達障害者支援法、身体障害者補助犬法、バリアフリー新法というものが障害者に関わる法律としてはあ

ります。

それから、合理的配慮というのは何かというと、障害のある人から社会の中にあるバリアの除去を求められた場合、行政機関、事業者は負担が重すぎない範囲で対応に努めるという意味です。

それから、障害者雇用促進法です。現在、雇用率という制度が動いておりまして、民間企業は2.2%、行政機関等は2.5%です。簡単に言うと45人位いる企業は1人障害者を雇わなきゃいけない。あとは人数に応じて雇っていくということがあります。

そのほかに障害者虐待防止法ということていくつか虐待の類型というのがあります。あとは、母子保健法です。これはまさに生まれる前からということです。

次の国民年金法の基礎年金は、障害者にとつては本当に大事な法律です。つまり、20歳になると障害の程度によってではあります。基礎年金が受けられるという制度です。働いていようがいまいがですね。

それから、掛け金もちろん収めていないわけですが、20歳からの所得保障ということで1986年の年金法改正で実現したわけです。

2 合理的配慮について

それから、補足として合理的配慮ということについて、なかなかわかりにくい言葉ですが、内閣府では障害者差別解消法をスタートさせるときに、障害者差別解消法には罰則規定がないものですから、そもそも何が差別かということの線引きがほとんど我が国でははつきりしていない。明らかにわかるものはあります。障害を理由にしてこの会社には入れないと言えば差別ですが、そうではない中間領域というのはたくさんありまして、そういう事例を積み重ねていって何とかやらなければいけない。差別というものをもう少し見えるようにしていかなければいけないのがあります。

3 いくつかの課題

(1) 高齢障害者のケア、終の棲家

さて、いくつかの課題ということて、あまりあちこちに飛ばさないで今日の話の関係だけでいくつか考えてみました。

ひとつは、高齢障害者のケアと終の棲家をどうするかということが非常に難しい課題です。

65歳を超えた高齢障害者にはいろんな課題があります。そもそも終の棲家をどう考えればいいのか。現在の施設機能では老人施設との格差が大きすぎる。さっき申し上げたとおりであります。ただ、入所型の施設からできるだけ地域の中で生活をする場をつくりたいという気持ちもあります。

しかし、地域で生活をするということになると介護・介助をどうするかという問題があります。今のグループホームというのは、世話人さんがいるだけなのです。介護などの技能はないのです。高齢者の住宅などは外からホームヘルパーなどを入れていませよ。

そういう機能をつけられるかどうか。介護保険でやるという手もありますが、負担が1割に上がってしまいます。障害者の制度と介護保険は少し違いますので、そこも難しい問題です。

(2) 働くということへの備え

次に働くということへの備えです。総合支援法の就労移行支援は利用期間が原則2年間です。1年の延長は可能ですが、短い期間に働く力、礼儀、金銭管理、コミュニケーションなどを身に着けるというのはなかなか難しいなと思っています。

私どもの施設は40数年、就労移行をずっとやってきましたが、今は就労移行に来る人自体が少なくなってきました。とは言いながら、社会の求める水準にちゃんと合

わせようとする、あるいはその人が一生働いて食えるような、働ける力をつけるというのとはとても難しいことだなと思っておりまして、ここは悩ましい。なぜかというところから20年ぐらい前に障害者自立支援法ができたときには、働くということを中心に据えたいと、障害者が働いて税金を払えるようにしたいという思いがみなさん強かったのです。

そこで、就労移行とか就労継続が入ったのですが、実際には就労移行はなかなか伸びてこない。就労継続のB型という、工賃を払う必要がない形にどうも人が集中してしまっている。A型は私どもでやっている最低賃金を払って雇用するというのがA型です。B型は一般の施設の中で働くこととあまり変わりありません。どっちかというところB型に人が集まっているような感じがいたします。この就労ということは、大きな課題です。

(3) 報酬体系、資格、職員確保

それから、報酬体系、資格、職員確保です。これも私のぼやきみたいなものですが、今の施設が受け取る報酬というのは、本体がかってに比べると非常に細くなっております。例えば資格のある人を多数雇ったと

か、成果を上げたということでは加算が入らないとなかなかちゃんとした給料も払えないような仕組みになっております。

一般職員がいて育てて、しっかりと加算を取れるような仕組みをつくれればいいのですが、そもそも障害者施設に来る学生があまりいない。私は大学の教員もしていましたが、大学の社会福祉学部を終わってもなかなか障害者の施設に来ないですね。何でだろうと思っているのですが、将来への影響も小さくはないですね。一方で古い職員は高齢化していきます。つないでいくということについてとても気がかりでありまして、なかなか良い道を見いだせないところがあります。

今回はこの程度にしておいて、もし次回以降が必要があれば、障害の当事者の方々にお話しを聞くような、重い障害の方とか重複の障害の方とか、あるいは最近県でも取り上げられています、病児、たとえば呼吸器を付けたりするような子どもたちがいます。そういう子どもたちの生活がコロナでだいぶ話題になりました。そういう人たちがどうするかということも考えていくことが必要かなと思ったりします。

今日は、ここで終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

デンマークの廃棄物の取り扱いと処理は世界のトップ

ケンジ ステファン スズキ さん

(Kenji Stefan Suzuki、日本名：鈴木健司、

1944年生まれ)

略歴

社会起業家、環境活動家。

S. R. A. Denmark 代表、風のがっこう代表、風車運営会社2社の代表。現在デンマーク在住だが、年に数回来日し、講演活動などを精力的に行なっている。講演のテーマは環境・福祉・教育など、デンマーク国内の事情に関して多岐に渡る。

(ケンジ・ステファン・スズキさんから送られた原稿から抜粋したものです。)

2020年6月4日デンマークの全国紙ユトランドポストによると、デンマークは「環境施策指数」(EPI: Environmental Performance Index)で180カ国中大気の質と廃物処理処理策においてトップとなったと報道しました。

報道によれば、アメリカのエル大学とコロンビア大学が2年毎に発表している世界の国々の11項目からなる環境施策指数を

基に各国で採られている環境策を評価しその順位を発表しているとのことだ。

それによると前述した通りデンマークの大気を守る政策と廃棄物の処理政策に対する評価は他の国に比べて「卓越」(Excella)していると評価し180カ国のトップになったと、報道しました。私は同報告書を拝読していませんので評価の根拠が明らかではありません。言えることはアメリカの大学がデンマークの環境政策は世界のトップと評価したことは、デンマークの環境エネルギー政策を見聞している私には理解でき、私なりにその理由を記述したいと思っています。

a 大気を守るための政策について

デンマークはオイルショックの教訓を活かし、度重なるエネルギー政策の導入を基に国内資源の活用を努め、電力供給では風力発電、バイオガス・バイオマス発電の導入に力を入れてきました。その結果、デンマークの風力発電の電力消費に占める割合は2020年に入り約60%になり、その反面化石燃料での火力発電所の割合を減らしました。データで見ますと、デンマークの発電による二酸化炭素の排出量はキロワット時当たり、1990年の1000グラムから2

018年194グラムに減らしたこと、さらに2019年には135グラムに削減したことです。風力発電の導入を進めた結果として、二酸化炭素の排出以外にも、二酸化硫黄、燃え殻、塵などの排出物を削減したことです。このことで大気汚染の削減に繋がっているということです。デンマークの電力消費量の約60パーセントが風力発電によって賄われているということは、それだけ大気汚染が少なくて済んだということですね。

デンマークの風力発電の電力消費量に占める割合…2020年1月65.5%、2月65.0%、3月48.0%。1月〜3月平均59.5%。

デンマークの風力発電産業は大気汚染への貢献だけでは無く、社会経済面においても大きな役割を果たしているとデンマークの風力発電協会の機関誌で報道しました。

同機関誌によりまずとデンマークの風力発電の社会・経済面で果たした役割について2018年の数値では、まず最初に雇用面においては2016年の常勤労働時間数にして85,000人分の雇用を確保し、2018年のそれは94,000人分の雇用を確保したと報じていました。Wind Denmark 2020年6月3日付けデンマークの常勤労働時間数は年1924時間。

さらに同紙は、2018年国民総生産に占める風力発電産業の貢献において、風力発電産業の国民総生産額に占める割合は4%に当たる910億クローネ(約1.6兆円)になったこと、風力発電業界の納税額は290億クローネ(約5千億円)となったと伝えていました。この他風力発電産業に従事する人たちが居住する市町村への所得税も当然増え、例えば、世界最大の風力発電メーカーVestas Wind System 本社が所在するデンマークの第二の都市オーフス市(Aarhus、人口約34万人)においては常勤労働時間換算で約3万1千人が風力発電業界に就労し、その人たちの納税額は2016年の1億1100万クローネ(約19億円)から2018年のそれは1億3800万クローネ(約24億円)に増えたと、報じていました。その他の風力発電事業を持つ市町村においても、オーフス市と同様納税額が増えていると報じていました。

デンマークの風力発電産業は国民に汚染の無い電力を供給し、輸出と雇用を通じ国と地方財政に大きな貢献をしていることがこの数値から見る事ができます。このことを可能にしている裏にはデンマークのオイルショックの教訓を活かした度重なる一環したエネルギー施策があると思っていま

す。風力発電の導入政策以外でデンマークが力を入れているエネルギー政策にはバイオガスの導入策、廃棄物を含めたバイオマス利用とそして太陽熱の利用そしてまた熱ポンプの導入策です。これらいずれも化石燃料削減を目的としたエネルギー供給政策で、大気汚染削減を兼ねた環境政策でもあります。

b デンマークの廃棄物処理について

アメリカの大学がデンマークの廃棄物処理制度は他の国に比べ「卓越」していると評価し環境施策指数で世界のトップにランク付けしました。

今日のデンマークの廃棄物処理制度について、デンマーク政府・議会は1990年に入って廃棄物を「資源」として規定し、廃棄物のリサイクルを政策の柱にしてみました。

例えば「環境保護法に関する改正法」(1993年6月30日付け法第477号)の9条a.において容器・材料・製品など廃棄物のリサイクルを明確にし、この法律を施行するために導入された制度が「廃棄物と再利用に関する情報制度」です。

この情報制度導入によって、企業は廃棄物のリサイクル量、エネルギー用としての焼却量、埋め立て量を環境・エネルギー省に

登録、報告する義務を負いました。

一方一般家庭から出る廃棄物の処理については、「廃棄物省令、環境省省令第131号、1993年3月21日付け」によって各市町村は「廃棄物処理に関する計画書」の作成が義務つけられました。この計画書では市町村が出す廃棄物の現状と見通しを記載することになっています。この制度は導入されて間もなく30年になるうとしている今日、同制度は継続されています。

2016年におけるデンマークの廃棄物の総量は約1167万トンで内訳は産業廃棄物約822万トン、家庭から出てる廃棄物約345万トンで、人口一人当たりの排出量は約2トン(日本は産業廃棄物を加えると一人当たり約3.4トン)となっています。

アメリカの大学が称賛するデンマークの廃棄物処理制度については、私のホームページのニュース欄に「ゴミは厄介者か? デンマークのゴミ処理に学ぶ」滋賀県高島市での講演原稿を掲載していますので、時間があつた時、あるいは興味のある人は眺めて頂ければ嬉しいですよ。

日本の廃棄物処理の中で可燃ごみの大半は小規模の焼却施設で石油を使って燃やしているという話を聞きましたが、世界で地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量

を削減しなければならぬことが語られている中、デンマークが導入しているようなコージェネ発電所になる大きな焼却設備を建設し、お湯は大量に熱を必要とする場所に供給し電力は系統連系し送電する仕組みを取り入れることを考えるべきではないだろうか。何れにしても可燃廃棄物は燃料とし、至るところに伐採されて放置されている木材と共に燃料化するための仕組みを導入し現世代だけで無く、次世代を担う人たちのためにも、役立てることではないだろうか。

地名の話21

高橋 宏壽 さん

ぼたんの【牡丹野】北日詰字牡丹野

藩政期、牡丹野は「東西五町(545m)、南北八町(872m)の秣場(草刈場) マヅサバ」であった。牡丹野とよばれたのはかつて牡丹を栽培していたからだとおもわれる。牡丹の根皮は、頭痛・関節炎・婦人病などによく効く煎じ薬として古代から知られていた。

宮崎安貞『農業全書』(岩波文庫)によると、牡丹は山野に自然に発芽し成長していく山菜とちがって、苗木を植えるときは肥えた土を

細かくくだけき深く掘らなければならなかったし、馬糞やその他の追肥が必要であった。そして四、五年後に根をほりだし、よく洗い乾燥したという。

そうであれば、牡丹野はたんなる野ではなく「薬草畑」であった。北上市の安楽寺の住職であった司東真雄氏は「古代の僧院は薬草園として牡丹畑をつくり、病人を救った」と述べている。

紫波町には牡丹野という地が多かった。稲藤字牡丹野は上平沢小のところ、土館字牡丹野は滝名川右

岸で茶畑があった。また日詰字牡丹野は紫波中央駅から南付近の地域で、近くにある薬師神社(旧日詰新田字下野沢)の薬草園として経営されたのではないか。



宮本常一『自然と日本人』も薬草にふれている。

昔は家の庭に草花を盛んに植えた。これ

は仏さまや神さまへ供える花も作ったが、よく見ると多くは薬草であった。水仙も芍薬も全部薬で、花が咲く菊も今は観賞用だが、ずっと前は花びらを食べる風習が各地に見られた。これを食べると目がよく見えるようになるといわれた。つまり屋敷の周囲にいろいろな草花を植えたのは、葉や実を煎じ、あるいは葉を取って食べ、健康を維持していこうという心が強かったからだ

吉田兼好も『徒然草』二二四段には、少しの地もいたづらに置かんことは、益々なきことなり。食う物・薬種など植ゑおくべし

とあります。薬草の自家栽培の歴史は平安期までさかのぼるようだ。

通信員だより

戦争体験を掘り起こし、記録する活動に参加して(第1回)

宮古市 前川 慧一 さん

(釜石・戦争を記録する会代表、宮古・下閉伊地域の戦争を記録する会代表)

私は、この10数年釜石で、移住先の宮

古で、有志と協力し合い、「戦争を記録する会」を立ち上げ、太平洋戦争における悲惨な体験を地域、草の根から掘り起こし、記録していく「かたちに残し、未来へつなぐ」活動に参加してきた。それは自公政権のもとで日本を「戦争する国」に変えようとする策略が続いている今日、「戦争の真実、惨禍を知らなければ、知らせなければ、本当の平和は語れない」と痛感したからである。また釜石は1945年7月、8月、日本本土に、しかも2度にわたり米英連合艦隊からの艦砲射撃をうけ、1,000人以上の犠牲者を出した釜石市出身者の一人として、その犠牲者数、氏名も不確かなまま現在に至っている状況を看過できず、艦砲被災体験者から寄稿・証言を募り、収録、艦砲戦資料館の建設、犠牲者名簿の整備、慰霊碑の建立等をめざす対市要請活動(2004年以来17年間17回)続けてきた。その中で日本の侵略、加害の実相、責任を明らかにする体験の収録にも着手してきている。

す。

(続きは、次号以降に掲載していきます)

通信・いわて地域総研では、通信員を募集しています。
気軽にぜひ応募ください。